

医療法人社団清湘会清湘会記念病院における虐待防止に関する指針

第1章 総則(基本方針)

1. 当院は、人権尊重の理念に基づき、患者の人権擁護と生命の保全を最優先する。
2. 職員は、いかなる理由であっても患者に対する虐待(身体的虐待、介護・世話の放棄、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待)を行ってはならない。
3. 本指針は、すべての役員及び職員(パートタイマー、派遣社員等を含む)に周知徹底する。

第2章 虐待防止委員会の設置

1. 当院は、虐待の防止及び早期発見、発生時の迅速な対応を検討するため、「虐待防止委員会」を設置する。
2. 委員会は、定期的(年1回以上)及び必要に応じて臨時に開催し、議事録を作成・保管する。
3. 委員会の主な役割は以下の通りとする。
 - 虐待防止指針の策定・見直し
 - 職員研修の企画・実施
 - 虐待事案の発生時における事実確認及び再発防止策の検討

第3章 職員研修の実施

1. 職員に対し、虐待防止のための基礎的な知識、患者の権利擁護、倫理的配慮に関する研修を計画的に実施する(年1回以上)。
2. 研修の実施内容、参加者名簿、資料等は記録し、保管する。

第4章 虐待の定義と予防

当院では、以下の行為を虐待と定義し、未然防止に努める。

1. **身体的虐待**: 暴力を振るう、正当な理由なく身体を拘束するなど。
2. **心理的虐待**: 暴言、脅迫、無視、他の患者の前で恥をかかせるなど。
3. **性的虐待**: わいせつな言動、同意のない性的接触など。
4. **経済的虐待**: 患者の財産を不当に処分する、金銭を要求するなど。
5. **放棄・放任(ネグレクト)**: 必要な医療やケアを著しく怠るなど。

第5章 虐待発見時の対応及び通報義務

1. 職員は、患者に対する虐待を発見、またはその疑いがあると認めた場合、速やかに虐待防止責任窓口の総務課に報告しなければならない。
2. 報告を受けた責任者は、速やかに事実確認を行い、必要に応じて関係機関(市区町村の窓口、警察、児童相談所、保健所など)へ通報する。
3. 虐待の疑い段階であっても迅速な対応を行い、通報を行った職員が不利益な扱いを受けないことを保証する。

第6章 患者・家族からの相談体制

1. 患者及びその家族等からの虐待に関する相談・苦情を受け付ける窓口(総務課・03-3636-2303)を院内に設置し、周知する。
2. 相談を受けた際は、迅速かつ誠実に対応し、個人情報保護しつつ関係機関と連携する。

第7章 指針の閲覧

この指針は、当院のウェブサイトや受付窓口等に掲示し、患者及び関係者がいつでも閲覧できるようにする。

制定日:2026年8月1日